

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
兵庫県神戸市西区伊川谷町 布施畑字大阪谷 1073 番 及び字柏木谷 1085 番 2	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 26 年 10 月	0	0	・ 10 月 28 日処理開始
		平成 26 年 11 月	0	0	
		平成 26 年 12 月			
		平成 27 年 1 月			
		平成 27 年 2 月			
平成 27 年 3 月					

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³	（試料採取予定） 平成 26 年 12 月 1 日	—	—	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			—	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	（試料採取予定） 平成 26 年 12 月 1～2 日	—	—	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			—	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

微量 PCB 汚染物の無害化处理実績等

1. 無害化处理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備考
		年月	月計（台）	累計（台）	
大阪府阪南市尾崎町5丁目213番、215番1、215番9、216番1、302番及び1115番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 26 年 10 月	0	0	・ 10 月 7 日処理開始
		平成 26 年 11 月	0	0	
		平成 26 年 12 月			
		平成 27 年 1 月			
		平成 27 年 2 月			
		平成 27 年 3 月			

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化处理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排気 （活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m ³	平成 26 年 10 月 6 日	平成 26 年 11 月 11 日	0.000020	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.000067	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB濃度	μg/m ³	平成 26 年 10 月 6~7 日	平成 26 年 11 月 11 日	0.00033	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.010	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※ ¹ 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
京都府京都市右京区京北細野町栢尾谷7番1及び7番4	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 年 月			
		平成 26年 10月	0	0	・ 10月21日処理開始
		平成 26年 11月	0	0	
		平成 26年 12月			
		平成 27年 1月			
		平成 27年 2月			
		平成 27年 3月			

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³	平成 26年 11月 4日	（11月末現在分析中）	—	0.01	0.1 ※ ²
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			—	0.01	0.1 ※ ³
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成 26年 11月 4～5日	（11月末現在分析中）	—	—	0.5 ※ ⁴
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			—	—	0.6 ※ ⁵

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準